

労働基準関係法令違反に係る公表事案

宮崎労働局

最終更新日：令和7年3月3日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
(有) 廣建設	宮崎県宮崎市	R6. 4. 5	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第481条	伐倒木作業に当たり、立木の高さの2倍に相当する距離を半径とする円形の内側に労働者を立ち入らせたもの	R6. 4. 5送検
久嶋林業(合)	宮崎県日南市	R6. 5. 2	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第151条の92	車両系木材伐出機械を用いて、傾斜地の作業路開設作業を行わせるにあたり、誘導者を配置していなかったもの	R6. 5. 2送検
(有) 長友種鶏場	宮崎県日向市	R6. 5. 9	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第157条	車両系建設機械(トラクター・ショベル)を用いて、作業道の路肩で作業を行わせるにあたり、誘導者を配置していなかったもの	R6. 5. 9送検
太陽工業コンクリート(株)	宮崎県日向市	R6. 9. 2	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第523条の2	ホッパーの内部で、墜落防止措置を講ずることなく労働者に作業を行わせたもの	R6. 9. 2送検
(株) 楓星木材	宮崎県宮崎市	R7. 2. 25	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第481条	造林等の作業を行っている場所の下方で、伐倒木が斜面を滑り落ちるおそれのあるところに、労働者を立ち入らせたもの	R7. 2. 25送検